

令和8年度 希少野生生物保護管理事業 仕様書(一般競争入札・総合評価落札方式)

1 事業の目的

国有林に対する森林の公益的機能の高度発揮に対する国民の要請は高く、特に沖縄では希少野生動植物種への一層の配慮が求められている。

このため、国有林を生息地とする希少野生生物種の知見・生息状況等を把握し、生息環境の保護・保全を図ることが重要となっている。

本事業は、西表島におけるイリオモテヤマネコ等の希少野生生物及び沖縄島北部国有林におけるヤンバルクイナ等希少野生生物の生息域を対象に、定期的かつ継続的な現地調査を行うことによる生息状況、生息環境等の把握、分析等を行い、今後の西表島及び沖縄島北部国有林における管理・経営に資することを目的とする。

2 事業の履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

3 事業の対象地域

西表島及び沖縄島北部国有林

〔別図「西表島国有林における希少野生生物保護管理事業実施区域図」及び

「沖縄島北部国有林における希少野生生物保護管理事業実施区域図」のとおり〕

4 事業の内容

(1) 〔西表島〕イリオモテヤマネコ等希少種生息状況調査

〔沖縄島北部〕ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ、オキナワトゲネズミ・ケナガネズミの生息状況調査

上記について、事業対象地域それぞれにおいて生息状況調査を行う。詳細については別紙「令和8年度生息状況調査実施要領」のとおり。

(2) 自動撮影カメラによる生息動物の調査

自動撮影カメラを西表島国有林事業実施区域にあつては最低でも15箇所以上、沖縄島北部国有林事業実施区域にあつては最低でも15箇所以上設置し、設置箇所周辺を行動範囲とするすべての動物の撮影・記録を行う。

(3) ヤンバルテナゴコガネ等の密猟、盗掘、盗採対策等に係る監視及び調査

ヤンバルテナゴコガネ等の希少な野生動植物の密猟、盗掘、盗採対策として、ア)ヤンバルテナゴコガネの活動時期(9月～10月)に、沖縄島北部国有林野事業実施区域において赤外線機能付きの自動撮影カメラを1箇所以上設置し、監視撮影・記録を行う。

イ) また、上記ア)以外については、別図にある区域において巡視を行うこととし、詳細については別紙「令和8年度生息状況調査等実施要領」のとおり

(4) 上記(1)～(3)の巡視ルートにある国有林の看板及び標示杭について点検を実施し、破損、不明瞭等があった場合は併せて報告を行う。また、汚れ等で視認に支障がある場合は、汚れ等を取り除く。

(5) 調査結果の分析等

上記(1)～(3)の調査結果を総合的に分析し、今後の西表島及び沖縄島北部国有林の管理・経営に当たっての課題及びその対策を取りまとめる。

5 成果の報告

上記(1)～(4)の調査結果により特筆すべき事があった場合、または調査の進捗について問題等が生じれば随時、報告を行うこと。

また、上記5の(1)～(3)の調査結果及び(5)の課題・対策について、沖縄森林管理署職員等を対象とした事業報告会を開催すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物

ア) 上記5の(1)～(3)の調査結果及び(4)の課題・対策を取りまとめた「希少野生生物保護管理事業報告書(西表島)」「希少野生生物保護管理事業報告書(沖縄島北部)」を6の(3)イ)に記載の電子ファイルで収録した電子媒体(CD、DVD等)を各10部。

イ) 4の(2)で撮影された写真及びカメラ設置場所のGPS位置情報を電子媒体(CD、DVD等)で10部

(2) 提出期限及び提出先

・提出期限 : 令和9年3月19日(金)

・提出先 : 沖縄森林管理署

(3) 報告書作成等に係る留意事項

ア) 調査の実施及び成果物等の作成に当たっては「環境物品等の調達に推進に関する基本方針(令和7年1月変更閣議決定)」に適合した製品を使用すること。

イ) 報告書等の電子ファイルの仕様は、Microsoft社Windows11上で表示可能なものであって、下記のいずれかとする。

(ア) Microsoft Word (Word2016形式以降)

(イ) Microsoft Excel (Excel2016形式以降)

(ウ) その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC以降)

(エ) 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式

7 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権は、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権(以下「著作権等」という。)は、沖縄森林管理署が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等(以下「既存著作権等」という。)は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾書契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 アフリカ豚熱 (ASF) 対策について

アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、国有林野事業業務請負契約約款第 20 条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

9 環境負荷低減への取組

受託者(受注者/請負者)は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の unnecessary 消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たって、関係法令等に基づく許認可が必要な場合には、すべて受託者がその申請手続きを行うこと。
- (2) 技術提案に必要な場合に限り以下の資料を閲覧可能とする。
 - ・令和7年度希少野生生物保護管理事業報告書(西表島)
 - ・令和7年度希少野生生物保護管理事業報告書(沖縄島北部)
- (3) 受託者は本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない事由については、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

なお、本仕様書により難しい事由とは、現地調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むも

のとする。

- (4)受託者は、沖縄森林管理署の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータ及び成果品等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。

令和8年度 生息状況調査等実施要領

1 《イリオモテヤマネコ等》

イリオモテヤマネコについては主として生息の痕跡が多いとされる沿岸地帯、河川の中・下流域の低地林及び森林と平地又は農耕地との境界等の動物相が豊富な箇所において、既存の道路及び歩道の生息痕跡の確認を行い、糞、食痕、足跡が確認できた場合は、GPS 機能付きデジタルカメラ(開広地で許容誤差1 m程度)でその痕跡を撮影する。この場合にあつて、確認された痕跡が糞の場合はこれを採取し、死傷個体を発見した場合は、収容又は保護する。

また、その他希少種については、イリオモテヤマネコ生息状況調査の際に確認できた場合、その個体の成長段階(鳥類の場合例:成鳥 幼鳥等の別)、行動、周囲の状況及び位置を GPS を使い記録する。この場合にあつて、死傷個体を発見した場合は、収容又は保護する。

2 《ヤンバルテナゴコガネ・ヤンバルクイナ・ノグチゲラ・オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ》

沖縄島北部国有林事業実施区域であるやんばる(安田)鳥獣保護区特別保護地区及びスダジイを中心とする常緑広葉樹林において、既存の歩道の生息確認を行い、確認できた場合は行動、周囲の状況及び位置を GPS を使い記録する。

3 《希少な野生動植物の密猟、盗掘、盗採等に係る巡視》

別図にある区域の巡視ルートを監督職員と協議の上、設定する。なお、設定したルート沿いのみならず、森林内の密猟、盗掘、盗採の痕跡、併せて投棄物等について調査を行う。確認された場合は、現地写真を撮影し、GPS で位置確認及び周囲の状況等について巡視日誌に記録する。

4 イヌ・イエネコ・ヤギ等の外来種(動物)について、巡視中に発見した場合は位置・頭数などを巡視日誌に記録する。

5 死傷個体を収容又は保護した場合は、速やかに所轄森林官に連絡し監督職員の指示を仰ぐこと。

6 調査の実施状況を別添「調査日誌」に取りまとめ、1の採取物と併せて、当該

月分を翌月の10日までに所轄森林官に提出すること。ただし、令和9年3月分の提出期限については、3月12日(金)とする。

7 本調査実施中に事業実施区域以外において、1から3までに揚げる野生生物の生息が確認された場合も、記録・報告すること。

8 月別調査計画は以下の表以上とする。

[西表国有林]

生息状況調査 (イリオモテヤマネコ等)

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
調査日数	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	1	25

[沖縄北部国有林]

生息状況調査 (ヤンバルテナガコガネ・ヤンバルクイナ・オキナワトゲネズミ・ケナガネズミ)

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
調査日数	2	4	4	4	4	4	4	4	4	3	2	39

希少な野生動植物の密猟、盗掘、盗採等に係る巡視

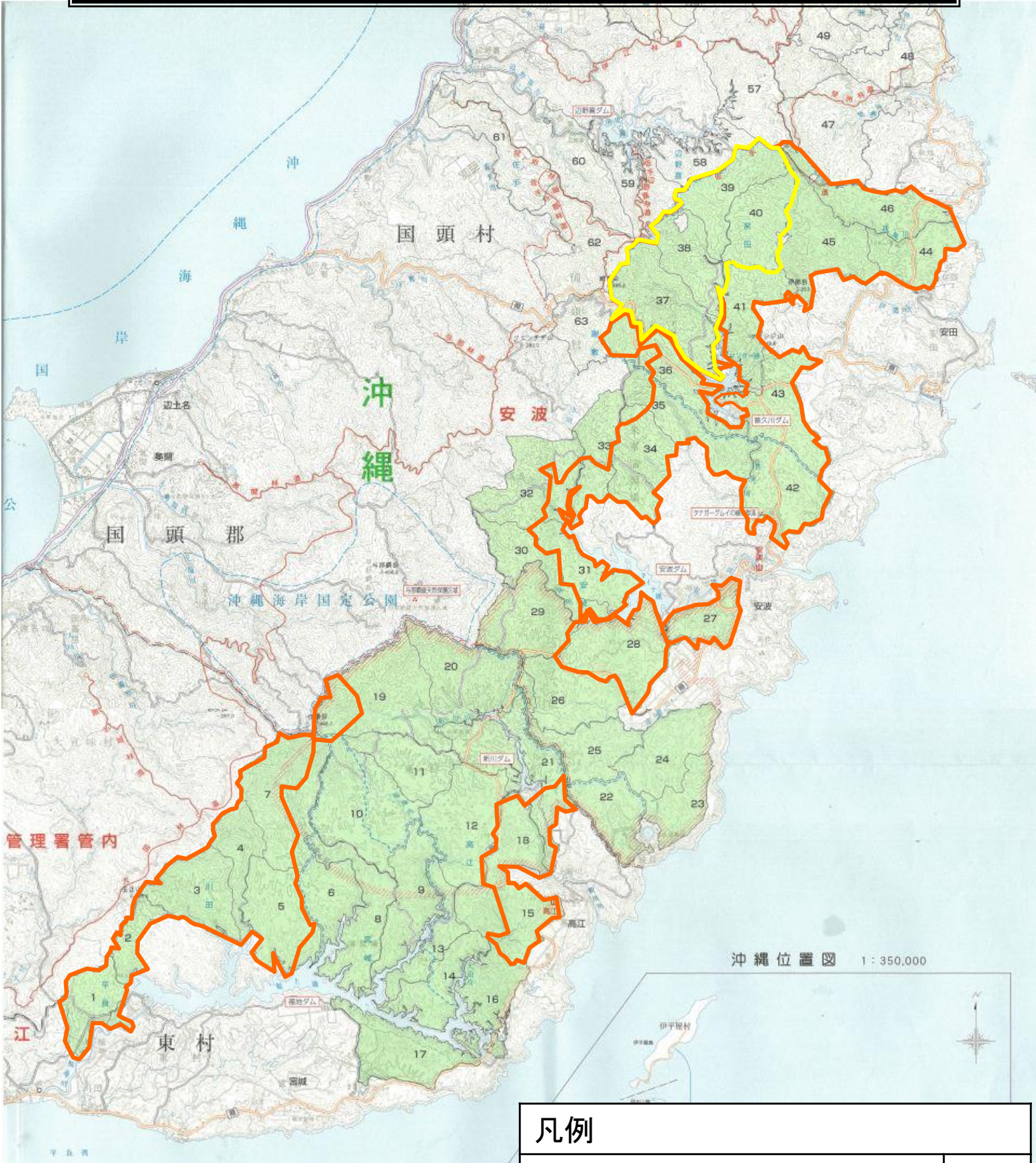
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
調査日数	2	2	3	4	4	4	4	1				24

※ 1日の調査で複数種の希少野生生物を調査した場合における調査日数は、該当する種についてそれぞれ1日とカウントするものとする。

※ 最低必要調査人員は1名とする。

沖縄島北部国有林における希少野生生物

保護管理事業実施区域図



凡例

希少な野生動植物の密猟、盗掘、盗採等に係る巡視区域

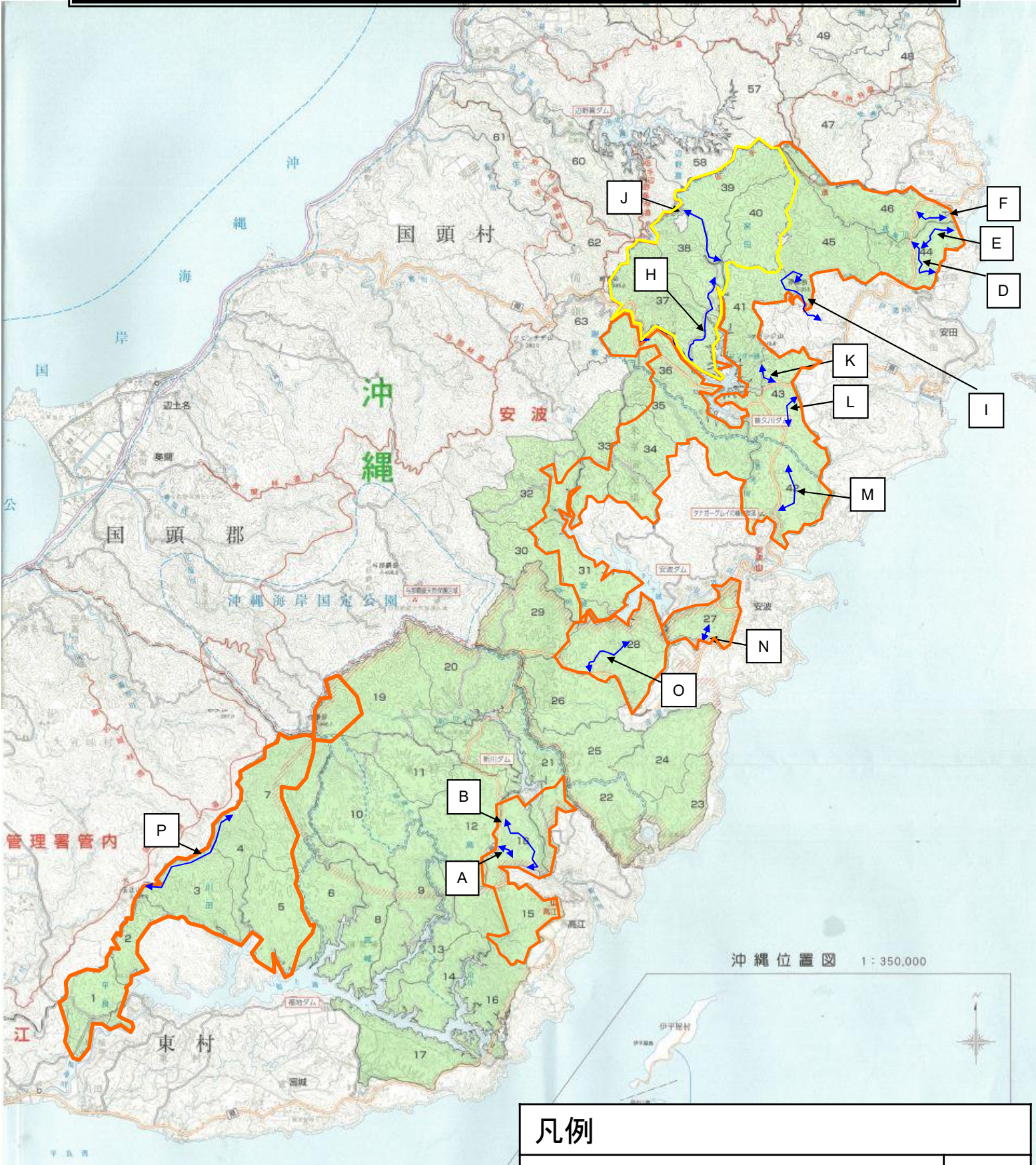


生息状況調査・自動撮影カメラによる生息動物調査区域





沖縄島北部国有林における希少野生生物

保護管理事業実施区域図



←→: 生息状況調査ルート

凡例

希少な野生動植物の密猟、盗掘、盗採等に係る巡視区域	
生息状況調査・自動撮影カメラによる生息動物調査区域	

西表島国有林における希少野生生物保護管理事業実施区域図

九州森林管理局
宮古八重山森林計画区森林位置図
沖縄森林管理署管内図

イリオモテヤマネコ等生息状況調査ルート

